

非公式訳

投資委員会布告

第 5/2567 号

件名：東部経済回廊（EEC）における投資促進措置の改定増補

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 17/2565 号「東部経済回廊（EEC）における投資促進措置」に引き続き、

事業者が東部経済回廊（EEC）における投資促進措置に基づき投資奨励の申請が出来るようにするため、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、第 31/1 条および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日投資委員会布告第 17/2565 号「東部経済回廊（EEC）における投資促進措置」の第 5 項の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「第 5 項 東部経済回廊事務局が何処か特定産業のための特別奨励地区における恩典付与の決定を発布した場合は、事業者が引き続き投資奨励法に基づき投資奨励の申請ができるが、同じプロジェクトの下で恩典の重複申請をしてはならない。」

第 2 項 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日投資委員会布告第 17/2565 号「東部経済回廊（EEC）における投資促進措置」の第 6 項の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「第 6 項 関連布告および手続きの発行を投資委員会事務局に委任する。」

尚、仏暦 2567 年（2024 年）1 月 2 日より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）2 月 7 日

パーンプリー・パヒターヌコーン

(パーンプリー・パヒターヌコーン)

副首相

投資委員会委員長